

令和5年12月議会

生活環境委員会 議案説明資料

議案第237号

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

・・・・・・・・ 1～2頁

交 通 局

議案第 237 号 福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

条例案の概要

第 1 改正の理由

地方自治法の一部改正等に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給する必要があるもの。

第 2 改正の内容

会計年度任用職員の受ける給与の種類に勤勉手当を加える。

第 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案
新旧対照表**

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第20条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。次項において同じ。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員には、第4条、第6条、第7条の2、第12条の2、第13条、<u>第15条</u>及び第15条の2の規定は、適用しない。</p> <p>第21条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。次項において同じ。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員には、第4条、第6条、第7条の2、第12条の2、第13条、<u>第15条</u>、第15条の2及び第16条の規定は、適用しない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第20条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。次項において同じ。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員には、第4条、第6条、第7条の2、第12条の2、第13条及び第15条の2の規定は、適用しない。</p> <p>第21条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。次項において同じ。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員には、第4条、第6条、第7条の2、第12条の2、第13条、第15条の2及び第16条の規定は、適用しない。</p> <p>(以下略)</p>